

〈中小企業・小規模事業者のみなさまへ〉

新規先特別保証



あなたの事業を応援するパートナー
静岡県信用保証協会

<http://www.cgc-shizuoka.or.jp>

新規先特別保証 ダッシュ

申込人の 資格要件

次のすべての
要件を満たす
中小企業者

- (1) 同一事業の業歴が3年以上あり、かつ2期以上の確定申告を行っていること。
- (2) 当協会の保証残高が無いこと。但し、本保証申込時点から遡って6ヶ月間以内に当協会の保証残高があった先は対象外となります。

取扱要項

保証限度額	1企業8,000万円以内
資金使途	事業経営に必要な運転資金、設備資金
保証期間	10年以内
償還方法	期日一括返済または分割返済
連帯保証人	原則として法人代表者、組合代表理事以外の連帯保証人は不要
担保	原則として不要
貸付形式	手形貸付または証書貸付
貸付利率	金融機関所定の率

取扱金融機関

当協会と協定を締結している金融機関

信用保証料率

(単位:年率%)

普通保証	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

(単位:年率%)

新規先特別保証 「ダッシュ」	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
	1.68	1.53	1.38	1.16	0.98	0.80	0.61	0.48	0.34

※財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、第1区分～第9区分の範囲で料率を判定し、これに定性情報を加味して料率を決定します。

なお、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定します。

- ①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの。
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者。
- ③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限り)に係る連帯責務を負担する事業者。

本店営業部

静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、
牧之原市、吉田町、川根本町

TEL (054) 252-2121

〒420-8710 静岡市葵区追手町5-4
(アーバンネット静岡追手町ビル5F)

浜松支店

浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、
湖西市、御前崎市、菊川市、森町

TEL (053) 458-1212

〒430-8666 浜松市中区田町330-5
(遠鉄田町ビル6F)

沼津支店

沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、
富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、
伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎
町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町

TEL (055) 926-0100

〒410-8691 沼津市米山町6-5
(沼津商工会議所会館3F)



あなたの事業を応援するパートナー
静岡県信用保証協会